

鳥取県高校生等奨学給付金

年額給付申請

県では、高校生活にかかる授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。対象は、非課税および生活保護受給世帯。このうち、一部早期給付の申請をした1年生は年額の3/4の受給となります。下記の詳細を読み、必要書類を揃えて各提出先の期限までにお申し込みください。
※早期給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。年額給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

- 平成26年4月以降に入学し、就学支援金（学び直し支援金を含む）の支給対象となる生徒 ※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く
 - 令和7年度課税分の保護者全員の住民税が所得割非課税または生活保護受給世帯
 - 保護者が鳥取県内に在住
- ※就学支援金の申請情報を対象世帯の確認に使用することがあります。

提出書類

非課税世帯

- 申請書
- 保護者全員の令和7年度の住民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）
- 在学等証明書（県外高校のみ）

生活保護受給世帯

- 申請書
- 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- 在学等証明書（県外高校のみ）

7月
申請

8月～
審査

10～12
月給付

申請手続

※給付時期は各学校で決定

県内の学校に在学の場合

- ☐ 申請書
在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード
- ☐ 提出期限：各学校が定める日程

県外の学校に在学の場合

- ☐ 申請書
県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼
- ☐ 提出期限：令和7年7月31日（木）

●○○●○○●○○ 給付額例（年額） ○●○○●○○●

世帯状況	国公立	私立
非課税世帯【全日制・定時制】	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円
生活保護受給世帯（専攻科を除く）	32,300円	52,600円



鳥取県高校生等奨学給付金

年額給付・随時申請

県は、家計が急変した世帯を対象に、高校での授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。下記手続の詳細を読み、必要書類を揃えて各提出先の期限までにお申し込みください。7月以降に家計急変した世帯は随時申請が可能です。早急にご相談ください。

※早期給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。年額給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

- 平成26年4月以降に入学し、就学支援金（学び直し支援金を含む）の支給対象となる生徒 ※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く
- 令和7年7月1日までに収入が激減し、非課税相当となる見込みの世帯
- 保護者が鳥取県内に在住

非課税相当の目安（給与収入の場合）	
2人世帯 （ひとり親）	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満

提出書類

- 申請書
- 保護者全員の住民税所得割額が非課税相当と確認できる書類 ***下記①と③または②と③***
 - 保護者の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）
 - 家計急変前後の収入を比較できる書類
 - 扶養人数が記載された保護者全員の令和7年度の課税証明書等
- 在学等証明書（県外高校のみ）

通常

7月
申請

8月～
審査

10～12
月給付

※随時申請は11月末頃まで受付

申請手続

県内の学校に在学の場合

- ☐ 申請書
在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード
- ☐ 提出期限：各学校が定める日程

県外の学校に在学の場合

- ☐ 申請書
県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼
- ☐ 提出期限：令和7年7月31日（木）

●●●●●●●● 給付額例（年額）○●●●●●●●

世帯状況	国公立	私立
非課税相当 【全日制・定時制】	143,700円	152,000円
非課税相当 【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

【問合先】 鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室 0857-26-7541

Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

Q&Aはこちら

